

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年7月29日

【四半期会計期間】 第64期第1四半期(自 2020年3月1日 至 2020年5月31日)

【会社名】 株式会社 吉野家ホールディングス

【英訳名】 YOSHINOYA HOLDINGS CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 河村 泰貴

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋箱崎町36番2号Daiwaリバーゲート18階

【電話番号】 03(5651)8800(代表)

【事務連絡者氏名】 グループ財務経理本部長 鶴澤 武雄

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋箱崎町36番2号Daiwaリバーゲート18階

【電話番号】 03(5651)8800(代表)

【事務連絡者氏名】 グループ財務経理本部長 鶴澤 武雄

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第63期 第1四半期 連結累計期間	第64期 第1四半期 連結累計期間	第63期
会計期間		自 2019年3月1日 至 2019年5月31日	自 2020年3月1日 至 2020年5月31日	自 2019年3月1日 至 2020年2月29日
売上高	(百万円)	52,799	39,681	216,201
経常利益又は経常損失()	(百万円)	1,254	4,278	3,369
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 又は親会社株主に帰属する 四半期純損失()	(百万円)	1,097	4,087	713
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	1,238	4,274	629
純資産額	(百万円)	49,545	43,506	48,385
総資産額	(百万円)	126,493	133,362	126,167
1株当たり四半期(当期)純利益 又は四半期純損失()	(円)	16.99	63.26	11.04
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益	(円)			
自己資本比率	(%)	38.7	32.2	37.9

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 4 当第1四半期連結会計期間において、株式会社アークミールは、2020年2月29日に全株式を譲渡したことに伴い、連結の範囲から除外しております。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容の変更と重要な関係会社の異動は、次のとおりです。

(アークミール)

株式会社アークミールは、当社が保有する同社の全株式を2020年2月29日に譲渡完了したことに伴い、当第1四半期連結会計期間の期首より同社を連結の範囲から除外しております。

なお、当第1四半期連結会計期間において、報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等) セグメント情報」の「2. 報告セグメントの変更等に関する事項」をご参照ください。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、前連結会計年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更があった事項は、以下のとおりであります。

また、以下の見出しに付された項目番号は、前連結会計年度の有価証券報告書における「第一部 企業情報 第2 事業の状況 2 事業等のリスク」の項目番号に対応したものであります。

(13)新型コロナウイルス感染症の感染拡大によるリスクについて

新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、当社事業を取り巻く環境について先行き不透明な状況が生じています。

当社グループではお客様、従業員の安全・健康を第一に考え、各国政府や各行政の指示・ガイドラインに従い、店舗の一時休業や営業時間の短縮等を行うほか、本社部門においてはテレワークや時差通勤の推進等により感染拡大防止に努めております。しかしながら更なる感染拡大や長期化が実現した場合には、世界的な経済活動の停滞に伴う個人消費の低迷により、当社グループの業績や財務状況に重大な影響を及ぼす可能性があります。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当第1四半期連結累計期間(2020年3月1日から2020年5月31日まで)の連結業績は、連結売上高が396億81百万円(前年同期比24.8%減)、連結営業損失49億55百万円(前年同期は連結営業利益10億44百万円)、連結経常損失42億78百万円(前年同期は連結経常利益12億54百万円)、親会社株主に帰属する四半期純損失は40億87百万円(前年同期は親会社株主に帰属する四半期純利益10億97百万円)と減収・減益となりました。

売上高は前年同期に対して大幅な減収となりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大影響に伴い、グローバルにビジネスを展開している当社は非常に大きな影響を受けております。国内においては、学校の一斉休校、各自治体の休業要請、緊急事態宣言の発令やその延長に伴い、グループ各社において、営業時間の短縮、店舗休業を1,000店舗の規模で実施いたしました。海外においては、中国は、2月の春節以降ほぼ全店を休業、営業時間を短縮し、アメリカ・アセアンにおいても、3月からの外出禁止令の発令に伴い営業時間の短縮・店舗休業が相次ぎました。

これらにより、各セグメントで、営業時間の短縮・店舗休業に加え、外出自粛に伴う店内飲食の大幅な減少などにより、売上高が大きく減少いたしました。コスト面では、政策的な経費支出の削減や、休業店舗の賃料減額交渉を行うなど、グループ全体でのコスト削減への取り組みを実施いたしました。また、売上高の減少に対し、当期はキャッシュ・フローを重視し、当初計画していた出店・改装投資も抑制しております。上述のコスト抑制策を実施したものの、売上高の大幅な減少や、閉店や店舗資産の収益力の低下に伴う減損損失および新型コロナウイルス感染症による損失など10億4百万円を特別損失として計上したことにより、親会社株主に帰属する四半期純損失は前年同期に対して51億84百万円の減益となりました。なお、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い雇用調整助成金の当該支給見込み額を営業外収益として助成金収入6億39百万円を、各国政府や各行政の指示・ガイドラインに従い休業した店舗の休業期間中に発生した固定費の一部を特別損失として新型コロナウイルス感染症による損失5億54百万円を計上しております。

各セグメントにおいて、感染症拡大の予防に努めながら、テイクアウト商品の拡充、デリバリー対応店舗の増加や、機動的に販売施策を展開することで売上高を回復させてまいります。また、引き続き本部機能も含めた構造改革によるコスト低減を図ってまいります。

セグメント概況につきましては、次のとおりであります。

[吉野家]

売上高は、261億25百万円と、対前年同期比2.0%の減収となりました。

3月2日からの全国一斉休校により、お子様の食事の準備にご負担が増加すると考え、3月10日から「お子様の食事支援」を実施し、3月27日からは外出自粛要請を受けて「ご家庭の食事支援」へと拡大いたしました。4月には、外出自粛要請の拡大や緊急事態宣言を受け、「牛丼テイクアウト15%オフキャンペーン」の実施、「テイクアウト限定ファミリーセット」を販売するなど、食のインフラとして各種支援策を機動的に実施しながら、店内飲食からテイクアウトへと変化する顧客ニーズに迅速に対応いたしました。また、宅配需要の高まりに対応するため、宅配サービス対応店舗を546店舗へと積極的に拡大し、各種キャンペーンを実施いたしました。商品施策としては、3月から朝食需要を取り込むために「朝牛セット」を、4月から吉野家の牛肉をもっと食べたいというニーズにお応えした「肉だく牛丼」や吉野家史上最大のボリューム商品である「スタミナ超特盛丼」を販売いたしました。また、販売施策としては、5月に、昨年大変ご好評をいただいた「ボケ盛セット」をテイクアウト限定で実施いたしました。これらの結果、既存店売上高前年比は95.6%とコロナ禍にあっても堅調に推移いたしました。しかしながら、各種支援策による販売促進費やテイクアウト用包材費の増加に加え、当初計画していた施策の変更による一時費用や感染対策費用が増加したことにより、セグメント損失は、3億67百万円と、前年同期に比べ18億13百万円の減益となりました。同期間の店舗数は、7店舗を出店し、4店舗を閉鎖した結果、1,217店舗となりました。

[はなまる]

売上高は、39億83百万円と、対前年同期比49.5%の減収となりました。

減収の主な要因は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い商業施設内店舗の大規模な休業や営業時間の短縮を行ったことにより、既存店売上高前年比が47.9%と大幅に減少したことであります。商品施策としては、3月には「とろ玉フェア」を実施し、4月に「テイクアウト専用の500円（税込）メニュー」を販売いたしました。販売施策としては、3月に、ご好評をいただいている「天ぶら定期券」を販売いたしました。また、営業継続店舗においてテイクアウトメニューの拡充や、テイクアウト販売店舗を増加したことに加え、「天ぶら定期券」の期間の延長やかけうどんの価格改定を行うなど、機動的に施策を展開いたしました。休業・営業時間短縮による大幅な減収により、セグメント損失は15億81百万円と、前年同期に比べ20億99百万円の減益となりました。同期間の店舗数は、7店舗を出店し、4店舗を閉鎖した結果、525店舗となりました。

[京樽]

売上高は、36億70百万円と、対前年同期比50.1%の減収となりました。

減収の主な要因は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い店舗の大規模な休業や営業時間の短縮を行ったことにより、既存店売上高前年比が53.6%と大幅に減少したことや、外出自粛要請に伴い、お花見などのイベントによる弁当販売が減少したことであります。商品施策としては、全業態においてご家庭で握り寿司を手軽に楽しむことができる「お家で『すしパ』」（すしパーティーセット）や、京樽においてお子様向けの「ちょこっと寿司」、海鮮三崎港において「ちらしずしのタネ」を販売するなど、テイクアウト商品の充実を図りました。また、静岡県産“わら焼”カツオなど、産地にこだわった旬の食材を用いた「季節メニュー」を各業態で販売いたしました。販売施策としては、テイクアウト事業において、「創業88周年記念祭あかふじセール」やご好評をいただいている「中巻セール」、ひな祭りなどの“ハレの日”の各セール、外食事業における「本まぐろ祭」「（赤皿）99円セール」などを実施いたしました。休業・営業時間短縮による大幅な減収により、セグメント損失は、13億30百万円と、前年同期に比べ16億13百万円の減益となりました。同期間の店舗数は、5店舗を出店し、11店舗を閉鎖した結果、329店舗となりました。

[海外]

売上高は、45億29百万円と、対前年同期比14.3%の減収となりました。

減収の主な要因は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い各エリアにおいて外出禁止令が発令されたことにより、店舗休業・営業時間の短縮を行ったことであります。中国においては、営業再開店舗が増加いたしました。中国を控える状況が続いており、前年を大きく下回る水準で推移いたしました。アメリカ・アセアンにおいては、外出禁止令の影響を受けております。休業・営業時間短縮による大幅な減収により、セグメント損失は、1億75百万円と、前年同期に比べ4億59百万円の減益となりました。同期間の店舗数は、20店舗を出店し、30店舗を閉鎖した結果、984店舗となりました。海外は決算期が1月～12月のため1月～3月の実績を取り込んでおります。

当第1四半期連結会計期間末の財政状態につきましては、次のとおりであります。

当第1四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末に比べ71億94百万円増加し、1,333億62百万円となり

ました。

これは主に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に鑑み、事業に必要な資金を安定的に確保するために金融機関からの資金調達を実施した結果、現金及び預金が101億50百万円増加したことによるものであります。その他、受取手形及び売掛金が23億55百万円減少しております。

負債は、前連結会計年度末に比べ120億73百万円増加し、898億55百万円となりました。これは主に、上記資金調達等により、流動負債の短期借入金が102億20百万円、固定負債の長期借入金が63億19百万円それぞれ増加したことによるものであります。

純資産は、前連結会計年度末に比べ48億78百万円減少し、435億6百万円となり、自己資本比率は、前連結会計年度末比で5.7%減少し32.2%となりました。

(2) 経営方針・経営戦略等

当社グループは、国や地域を超えた世界中の人々のために企業活動を行い、すべては人々のために『For the People』を経営理念としております。理念を具現化するための事業活動指針である6つの価値観「うまい、やすい、はやい」「客数増加」「オリジナリティ」「健全性」「人材重視」「挑戦と革新」を共有・実践していくことで、株主、お客様及び従業員などステークホルダーの満足度向上や信頼構築に努めることを基軸として経営展開を図っております。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

連結売上高は、前期に対し、3月94.0%、4月78.7%、5月77.4%で推移いたしました。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、グループ全体で1,700店規模での休業・営業時間の短縮を実施した結果、国内においては3月より徐々に売上高が減少し、感染症の全国への拡がりに加え、4月上旬の緊急事態宣言の発令、5月の緊急事態宣言の延長などにより、休業店舗・営業時間短縮が拡大し、大幅な客数減となりました。緊急事態宣言の順次解除に伴い通常営業店舗が増加いたしましたが、テレワークの浸透や店舗のソーシャルディスタンスの確保などにより、6月においても店内飲食は前年の水準に回復しておりません。

海外においては、中国において2月の春節以降、ほぼ全店が休業・営業時間の短縮をしており、3月以降大半の店舗が営業再開となりましたが、6月においても売上高は前年を下回って推移しております。アメリカにおいては3月の外出禁止令の発令によりテイクアウトのみでの販売を余儀なくされ、売上高が大きく落ち込みましたが、5月の外出禁止令解除に伴い足元では前年同等の水準にまで回復しています。アセアンにおいては、エリア毎に感染拡大時期が異なっており、マレーシアは経済活動を再開いたしましたが、インドネシアなど感染拡大が継続しております。

このような環境の下、国内事業は6月以降緩やかな回復を見込まれるものの、今期中に前年の水準にまで回復することは難しく、連結売上高は前期に対して、第2四半期87%下半期90%の水準で推移すると仮定をしております。損益面については、大幅な客数減の影響により減益となりますが、下半期は上半期には実行が難しかった店内飲食を獲得するための商品導入や各種キャンペーンを機動的に実施することによる客数回復に加え、仕入れコストの低減を含む全社的なコストダウンの進展により上半期より改善する見通しであります。また、実際の売上高の回復状況にあわせて変更いたしますが、国内外で最大150店舗規模の閉店を織り込んでおります。グループ全体でのコスト構造を見直すことで、連結売上高が前期に対して90%の水準であっても利益を創出できる事業体へと変革を進めてまいります。

なお、上記見通しは、新型コロナウイルス感染症の拡大の収束時期や、第2波・第3波の発生によって変動する可能性があります。

2020年2月29日に株式譲渡したアークミールの売上高影響は除外して計算しております。

会社の支配に関する基本方針

1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきであると考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グルー

プの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもあり得ます。

そのような大規模買付行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考え、かかる提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

2. 基本方針の実現に資する取組みについて

当社は、株主の皆様が中長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるべく、グループ企業価値向上への取組みおよびコーポレート・ガバナンスの充実強化のための取組みを以下のとおり実施しております。これらの取組みは、上記「1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」の実現に資するものであると考えております。

(1) 当社の企業価値向上に向けた取組み

今までにない「新しいビジネスモデル」創り

当社グループは、長期ビジョン「NEW BEGINNINGS 2025」の実現に向けて、現在のビジネスモデルに代えて長期的に運用できる「新しいビジネスモデル」の構築を課題としております。既存の外食産業の範疇を超えるような市場創造・価値提供を行うモデル創りは、すでに素材開発や商品の提供方法の改善など、従来とは一線を画した踏み込みを開始しております。今後はその踏み込みを一層強めていくと同時に、さらに突出した「革新」による飛躍を図ってまいります。

「飲食業の再定義」を実現するための組織づくりと取組みについて

「飲食業の再定義」を実現していくため、よりスピーディーな意思決定が可能となるグループ経営体制への見直しを行ってまいります。また、グループ管理本部を中心に本社機能の業務改革に取組み、同時に従業員の働き方改革も進めてまいります。グループ間での人事交流の活発化及びグループ商品本部による仕入れの共通化も引き続き行っています。また、海外各地域における現地経営体制の確立及び現地での意思決定を可能にすることで、今後はグローバル展開を一層加速していきます。

また、「飲食業の再定義」の実現のため、ダイバーシティ（人材構成の多様化）の推進も引き続き行っていきます。

「ひと・健康・テクノロジー」の実践へ

当社グループでは、2025年を最終年度とする長期ビジョン「NEW BEGINNINGS 2025」の実現に向け「ひと・健康・テクノロジー」をキーワードとし、これまでの飲食業になかった新しい価値創造にチャレンジしております。

「ひと」に関わる取り組みでは、「ひと」を活かすことで生まれる価値を追求し、その価値をお客様に提供していきます。「健康」に関しては、従業員の心と体の健康を経営の柱とする「ウェルネス経営」の一環として、最高健康責任者（CWO）の任命制度を導入しております。今後は従業員の健康リテラシーの向上と浸透を図ってまいります。

また、今後のメニュー開発は、「健康的」から「健康」そのものの追求へ取り組みを深化させていきます。

最後に「テクノロジー」に関わる取り組みでは、複雑な店舗オペレーションを簡便化・効率化する設備や機器を導入し、職場環境の改善を図ることで、労働力の確保と生産性の向上につなげてまいります。

(2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

株式等の大規模買付行為等に関する対応策(買収防衛策)導入の目的

当社取締役会は、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報および時間、ならびに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、2020年5月21日開催の第63期定時株主総会において、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）を継続することといたしました。

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、本プランにおいては、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規程に従い、当社社外取締役、社外監査役、または社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者、またはこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）の勧告を最大限尊重するとともに、株主および投資家の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

本プランの概要

本プランは、いわゆる「平時導入の事前警告型」で、その概要は以下のとおりであります。

- イ 当社発行の株式等について、保有割合が20%以上となる大規模買付行為を行うことを希望する買収者等は、当社に対して、事前に意向表明書および大規模買付等に対する株主の皆様のご判断に必要かつ十分な情報を提出していただきます。
- ロ 当社取締役会は、買収者等から必要情報の提供が十分になされたと認めた場合、提供された情報に基づき、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から十分に評価、検討するほか、交渉、意見形成および代替案立案を行います。
- ハ 取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案と並行して、独立委員会は、買収者等や取締役会から情報を受領した後、必要に応じて評価、検討を行い、当社取締役会に対して、対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。
- ニ 独立委員会は、その判断の客観性、合理性を担保するため、取締役会から独立した機関として設置され、当社経営陣から独立した社外有識者等で構成されます。
- ホ 買収者等が、本プランに定める手続を遵守しない場合や提案内容が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、独立委員会の勧告により、取締役会が、対抗措置の発動、不発動を決定いたします。
- ヘ 本プランの対抗措置として、新株予約権の無償割当を行う場合、買収者等は、当該新株予約権を行使できないという行使条件を付すものであります。その他当社が、買収者等以外の株主の皆様から当社普通株式と引き換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条件を付す場合もあります。

本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、2020年5月21日開催の第63期定時株主総会終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

ただし、係る有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更または廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令もしくは金融商品取引所規則の変更、またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、または変更された場合には、当該廃止、または変更の事実、および（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

(3) 前記(1)および(2)の取組みが基本方針に沿うものであり、株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員としての地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由

本プランにおいて対抗策が発動される場合としては、大規模買付者等が予め定められた大規模買付ルールを遵守しない場合のほか、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に限定しており、対抗策の発動・不発動の決定は、あくまでも当社の企業価値・株主共同の利益の観点から決定されるものでありますので、基本方針に沿っており、株主共同の利益を損なうものではなく、また当社役員としての地位の維持を目的とするものでないことは明らかであります。

また、対抗策の発動・不発動の決定にあたり、取締役会の恣意性を排除し、判断の客観性、合理性を担保するため、当社経営陣から独立した社外者で構成される独立委員会を設置し、取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしております。この点からも、株主の共同の利益を損なうものではなく、また当社役員としての地位の維持を目的とするものでないことは明らかであります。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	160,000,000
計	160,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (2020年5月31日)	提出日現在 発行数(株) (2020年7月29日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	65,129,558	65,129,558	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株でありま す。
計	65,129,558	65,129,558		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2020年3月1日～ 2020年5月31日		65,129,558		10,265		12,855

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2020年2月29日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2020年2月29日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 515,000		
	(相互保有株式) 普通株式 12,100		
完全議決権株式(その他)	普通株式 64,433,300	644,333	
単元未満株式	普通株式 169,158		
発行済株式総数	65,129,558		
総株主の議決権		644,333	

【自己株式等】

2020年2月29日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株吉野家ホールディングス	東京都中央区日本橋 箱崎町3番2号	515,000		515,000	0.79
(相互保有株式) 日東工営株	東京都新宿区西新宿 7丁目5-2	12,100		12,100	0.02
計		527,100		527,100	0.81

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(2007年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(2020年3月1日から2020年5月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(2020年3月1日から2020年5月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年2月29日)	当第1四半期連結会計期間 (2020年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	22,604	32,755
受取手形及び売掛金	8,005	5,650
商品及び製品	3,262	3,277
仕掛品	66	66
原材料及び貯蔵品	3,657	4,245
その他	3,716	4,726
貸倒引当金	8	7
流動資産合計	41,303	50,714
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	28,706	27,549
使用権資産（純額）	2,586	2,341
その他（純額）	20,302	17,947
有形固定資産合計	51,595	47,838
無形固定資産		
のれん	1,797	1,733
その他	3,435	3,121
無形固定資産合計	5,233	4,855
投資その他の資産		
投資有価証券	3,666	3,477
差入保証金	15,916	14,238
繰延税金資産	3,376	4,392
その他	5,119	7,888
貸倒引当金	45	43
投資その他の資産合計	28,034	29,954
固定資産合計	84,863	82,648
資産合計	126,167	133,362

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年2月29日)	当第1四半期連結会計期間 (2020年5月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	6,313	4,881
短期借入金	6,265	16,485
1年内返済予定の長期借入金	5,793	7,061
リース債務	2,633	2,500
未払法人税等	691	149
賞与引当金	1,405	1,870
役員賞与引当金	10	15
株主優待引当金	285	415
資産除去債務	43	75
その他	14,521	10,922
流動負債合計	37,963	44,378
固定負債		
長期借入金	27,757	34,077
リース債務	7,616	7,692
退職給付に係る負債	623	272
資産除去債務	2,978	2,594
その他	843	840
固定負債合計	39,818	45,476
負債合計	77,782	89,855
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,265	10,265
資本剰余金	11,504	11,504
利益剰余金	29,332	24,598
自己株式	639	639
株主資本合計	50,463	45,728
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	10	0
為替換算調整勘定	2,631	2,786
退職給付に係る調整累計額	24	35
その他の包括利益累計額合計	2,666	2,821
非支配株主持分	588	598
純資産合計	48,385	43,506
負債純資産合計	126,167	133,362

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自2019年3月1日 至2019年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自2020年3月1日 至2020年5月31日)
売上高	52,799	39,681
売上原価	18,411	15,319
売上総利益	34,387	24,362
販売費及び一般管理費	33,343	29,317
営業利益又は営業損失()	1,044	4,955
営業外収益		
受取利息	12	21
受取配当金	45	0
賃貸収入	90	101
持分法による投資利益	122	-
助成金収入	-	639
雑収入	187	321
営業外収益合計	458	1,084
営業外費用		
支払利息	81	113
為替差損	29	56
賃貸費用	69	54
持分法による投資損失	-	62
雑損失	66	120
営業外費用合計	248	408
経常利益又は経常損失()	1,254	4,278
特別利益		
固定資産売却益	4	16
特別利益合計	4	16
特別損失		
減損損失	43	445
契約解約損	1	4
新型コロナウイルス感染症による損失	-	554
特別損失合計	44	1,004
税金等調整前四半期純利益又は 税金等調整前四半期純損失()	1,214	5,266
法人税、住民税及び事業税	578	70
法人税等調整額	465	1,221
法人税等合計	112	1,151
四半期純利益又は四半期純損失()	1,101	4,115
非支配株主に帰属する四半期純利益又は 非支配株主に帰属する四半期純損失()	4	27
親会社株主に帰属する四半期純利益又は 親会社株主に帰属する四半期純損失()	1,097	4,087

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自2019年3月1日 至2019年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自2020年3月1日 至2020年5月31日)
四半期純利益又は四半期純損失()	1,101	4,115
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	2	10
為替換算調整勘定	70	77
退職給付に係る調整額	0	11
持分法適用会社に対する持分相当額	68	81
その他の包括利益合計	136	159
四半期包括利益	1,238	4,274
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,230	4,244
非支配株主に係る四半期包括利益	7	30

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

(連結の範囲の重要な変更)

当第1四半期連結会計期間において、株式会社アークミールは、2020年2月29日に当社が保有する同社の全株式を譲渡完了したことに伴い、連結の範囲から除外しております。

(追加情報)

(連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用)

当社及び一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(2020年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う会計上の見積りについて)

新型コロナウイルス感染症の拡大による影響は、国内においては緊急事態宣言解除により、徐々に改善に向かっており、今後もさらに改善に向うと考えられますが、感染の二次拡大の懸念や海外の状況等、依然近未来を測定するには不透明な状況が続くと想定しております。(現状における新型コロナウイルス感染症拡大影響の詳細については「第2 事業の状況」P3～P5を参照)

当第1四半期連結累計期間(3～5月)以降の事業及び業績の回復見通しについては、緊急事態宣言解除後の日本国内における回復状況や、海外における回復状況も踏まえ、事業ごとに回復シナリオを複数用意し、グループとしてとりまとめを行っております。

結果、2020年度の連結売上高は、第2四半期以降で徐々に回復はするものの、2019年度対比12%減と見込んでおります。(なお、2020年2月29日に株式譲渡した(株)アークミールの売上高影響は除外して計算しております。)店内飲食の回復等、施策を進めてまいりますが、現時点の事業ごとの売上推移から2021年度で全事業が19年度水準まで戻るとは見込まず、2022年度に新型コロナウイルス感染拡大以前と同等になると想定をしております。また損益においては、2020年度は、新型コロナウイルス感染拡大影響による売上高減少や一時休業等の影響により、連結営業損失87億円を見込んでおります。現在、売上高獲得施策等に加え、コストセーブ策を推進し、仮に売上高が想定通りの回復に至らなくても以前の収益力が獲得できる様、構造改革を進めております。これにより、2022年度には売上高同様に損益についても2019年度水準に改善・回復すると想定しております。

当第1四半期連結累計期間の減損損失は、閉店や上述の通り事業ごとの測定の結果等により4億45百万円(前年同期は43百万円)を計上しております。また、繰延税金資産については、新型コロナウイルス感染症による影響を反映した今後の業績見通しおよび将来収益力等を勘案して回収可能性を判断しておりますが、当第1四半期連結累計期間に発生した繰越欠損金の影響により追加計上となっております。

なお、上述の仮定は現時点の判断であり、今後の状況次第では、見直しの可能性があります。

(四半期連結損益計算書関係)

(新型コロナウイルス感染症による損失)

新型コロナウイルス感染症に対する各国政府や各行政の指示・ガイドラインに従い、店舗の一時休業や営業時間の短縮等を実施いたしました。そのうち一部の店舗の休業期間中に発生した固定費(人件費・地代家賃・減価償却費等)を新型コロナウイルス感染症による損失として特別損失に計上しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2019年3月1日 至 2019年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2020年3月1日 至 2020年5月31日)
減価償却費	1,804百万円	1,770百万円
のれんの償却額	51 "	62 "

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 2019年3月1日 至 2019年5月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年5月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	645	10	2019年2月28日	2019年5月24日

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 2020年3月1日 至 2020年5月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年5月21日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	646	10	2020年2月29日	2020年5月22日

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 2019年3月1日 至 2019年5月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント						その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	吉野家	はなまる	京樽	海外	アーク ミール	計				
売上高										
外部顧客への 売上高	26,386	7,798	7,298	5,283	5,291	52,058	740	52,799		52,799
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	270	74	50		0	395	216	612	612	
計	26,656	7,872	7,348	5,283	5,292	52,454	957	53,412	612	52,799
セグメント利益 又は損失()	1,445	517	283	284	147	2,383	17	2,400	1,356	1,044

(注)1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、連結子会社12社を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失()の調整額 1,356百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用
1,382百万円、セグメント間取引消去66百万円及びのれんの償却額 40百万円が含まれております。

3. セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第1四半期連結累計期間(自 2020年3月1日 至 2020年5月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	吉野家	はなまる	京樽	海外	計				
売上高									
外部顧客への 売上高	25,854	3,936	3,643	4,529	37,964	1,716	39,681		39,681
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	270	46	27		344	200	545	545	
計	26,125	3,983	3,670	4,529	38,309	1,917	40,227	545	39,681
セグメント 損失()	367	1,581	1,330	175	3,455	198	3,654	1,301	4,955

(注)1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、連結子会社15社を含んでおります。

2. セグメント損失()の調整額 1,301百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用 1,329百万
円、セグメント間取引消去78百万円及びのれんの償却額 49百万円が含まれております。

3. セグメント損失()は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

当社の連結子会社であった株式会社アークミールは、当第1四半期連結会計期間より連結の範囲から除外され
たため、当第1四半期連結会計期間より「アークミール」を報告セグメントから除外しております。

(企業結合等関係)

事業分離

(1) 事業分離の概要

分離先企業の名称

株式会社安楽亭

分離した子会社の名称及び事業の内容

子会社の名称：株式会社アークミール

事業の内容：ステーキ及びしゃぶしゃぶレストラン経営等

事業分離を行った主な理由

当社の連結子会社であった当社が保有する株式会社アークミール（以下、「アークミール」という。）の全株式を、2020年2月29日に株式会社安楽亭へ譲渡いたしました。（以下、「本株式譲渡」という。）

アークミールは、1970年に大阪府で日本発のステーキレストランチェーンである「ステーキハウス フォルクス」を、1976年に群馬県で北関東でのファミリーレストランチェーンの先駆けとなった「ステーキのどん」を、更には、1990年に群馬県で牛肉を和風に楽しめる「しゃぶしゃぶどん亭」を中心としたファミリーレストランのそれぞれ1号店を出店し、それらを主な事業としており、現在では、154店(2020年2月末時点)の店舗網を有しております。2008年2月に当社の連結子会社となった後、主要セグメントの1つとして、国内事業の成長に貢献を果たしてまいりましたが、一方で外食産業を取り巻く環境は厳しさを増し、大きな変革を求められている中、当社としては事業ポートフォリオの最適化を図り、成長事業へのリソース配分を戦略的に進めるべく、本株式譲渡を行うことが最善との結論に至りました。

また、アークミールにとっても安楽亭グループに加わることで、食材や店舗オペレーションの類似性により一層のシナジー効果が得られること、各地域での地盤を活かすことなどが見込まれることから、アークミールの持続的な成長と企業価値向上に資すると判断し、当社は、本株式譲渡について合意いたしました。

事業分離日

2020年2月29日

なお、譲渡損益は2020年3月1日に認識し同日付で連結の範囲から除外しております。

法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする株式譲渡

(2) 実施した会計処理の概要

移転損益の金額

本株式譲渡による四半期連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産	2,056百万円
固定資産	5,775百万円
資産合計	7,831百万円
流動負債	3,638百万円
固定負債	4,106百万円
負債合計	7,745百万円

会計処理

アークミールの連結上の帳簿価額と譲渡価額との差額を移転損益として認識しております。

(3) 分離した事業が含まれていた報告セグメント

アークミール

(4) 四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

当第1四半期連結会計期間の期首をみなし売却日として事業分離を行っており、当第1四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書には分離した事業に係る損益は含まれておりません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自 2019年3月1日 至 2019年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2020年3月1日 至 2020年5月31日)
1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期純損失()	16.99円	63.26円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益又は 親会社株主に帰属する四半期純損失()(百万円)	1,097	4,087
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益又は親会社株主に帰属する 四半期純損失()(百万円)	1,097	4,087
普通株式の期中平均株式数(株)	64,573,610	64,610,780

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年7月22日

株式会社吉野家ホールディングス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井 出 正 弘 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 志 賀 健 一 朗 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社吉野家ホールディングスの2020年3月1日から2021年2月28日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2020年3月1日から2020年5月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（2020年3月1日から2020年5月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社吉野家ホールディングス及び連結子会社の2020年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。